

2011年11月17日

(社) ロシアNIS貿易会

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について

このほど経済産業省より、「第3次男女共同参画基本計画」につき、関連団体、傘下企業等に対し周知するようにとの指示がございましたので、以下のとおりご案内申し上げます。

以上

ロシアNIS貿易会 御中

公益社団法人及び公益財団法人等における
政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について

政府は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)に基づき、昨年12月17日に第3次男女共同参画基本計画を閣議決定しました。

同基本計画では、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標(以下「『2020年30%』の目標」という。)の達成に向けて、今後取り組むべき喫緊の課題として実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の推進を掲げています。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)には、「2020年30%」の目標の達成に向けた具体的な中間目標の設定や推進計画の策定のほか、様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルの発掘、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みについて相談・助言をするメンター制度の導入など様々な種類があります。

つきましては、同計画につきご理解を賜るとともに、貴組織におかれても、女性の登用状況等に応じた実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入のほか、仕事と生活の調和の推進に向けて積極的に取り組んでいただくようお願い申し上げます。

また、関連団体、傘下企業等に対しても、同基本計画についての御周知をお願い申し上げますとともに、積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の導入等について協力を要請していただくようお願い申し上げます。

平成23年11月15日
通商政策局
ロシア・中央アジア・コーカサス室

第3次男女共同参画基本計画（抄）

第1部 基本的な方針

3 今後取り組むべき喫緊の課題

- ① 実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定。以下「『2020年30%』の目標」という。）の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠である。クオータ制（割当制）やインセンティブ付与、ゴール・アンド・タイムテーブル方式など多種多様な手段のうち、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）を推進する。（以下略）

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

[施策の基本的方向]

男女共同参画社会の実現に向けて、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大は極めて重要であり、「2020年30%」の目標の達成までに残された時間は少ない。このため、平成27年（2015年）までの政府全体の間目標を設定することも必要である。平成32年（2020年）までの目標の達成に向けて、多様な積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の検討・実施、固定的性別役割分担意識の解消、ロールモデルの提示や教育等による女性自身の意識や行動の改革、仕事と生活の調和の推進など、政府全体であらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するための措置を講じる。

特に、女性国家公務員の採用及び管理職への登用については、国家公務員法に定める平等取扱と成績主義の原則に基づきながら、国が率先して政策・方針決定過程への女性の参画を拡大する観点から、政府は、人事院の策定する指針を踏まえて、目標の達成に向けて積極的に取り組む。

また、政治分野や経済分野に関しても、実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進について理解を求めつつ、積極的な取組を促すなど働きかけを行う。

(3) 行政分野における女性の参画の拡大

ア 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

⑤独立行政法人、特殊法人及び認可法人における女性の参画の拡大

- ・独立行政法人、特殊法人及び認可法人に対して、それぞれの機関の役員において女性を積極的に登用するとともに、女性の政策・方針決定過程への参画を拡大するための計画を策定するなど積極的な取組を促進するよう強く要請する。

(4) 雇用分野における女性の参画の拡大

ア 企業における女性の参画の拡大

①企業の管理職等における女性の登用の促進

- ・企業における女性の採用や管理職・役員における女性の登用について、経済団体、業種別全国団体等を通じて現状を的確に把握した上で具体的な目標を設定するなど実効性のある取組を行うよう要請する。

②女性のロールモデルの発掘等

- ・男女を問わず家庭責任を有する労働者が公平に評価され、意欲を持って働き続けられるような雇用処遇体系の検討を促す。また、企業において誰もが目指すことのできるような身近なロールモデルの発掘や、活躍事例の提供、女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言するメンター制度の導入を促す。

③仕事と生活の調和の推進

- ・仕事と生活の調和憲章・行動指針に基づき、仕事と生活の調和に積極的に取り組むよう要請する。

(5) その他の分野における女性の参画の拡大

ア その他の分野における女性の参画の拡大

- ・経済団体、労働組合、協同組合、教育・研究機関、医師等の専門的職業及び職能団体、業種別全国団体、PTA、スポーツ団体、自治会、市民活動団体等の各種機関・団体・組織に対して、女性の能力発揮がそれぞれの団体・組織・業界や地域の活性化に不可欠という認識の醸成を図るとともに、「2020年30%」の目標の達成に向けて、平成27年(2015年)までの目標や、現状において女性がゼロである場合に「最低1名・女性1割運動」の展開などの目標を設定するよう要請する。
(以下略)

※第3次男女共同参画基本計画(全体版)は、内閣府ホームページに掲載しております。
(<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>)

第3次男女共同参画基本計画の概要

経緯

男女共同参画社会基本法に基づき政府が策定する基本計画

- 平成12年12月12日 第1次男女共同参画基本計画（閣議決定）
- 17年12月27日 第2次男女共同参画基本計画（閣議決定）
- 21年 3月26日 「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」について内閣総理大臣から諮問
- 22年 7月23日 男女共同参画会議（内閣総理大臣に答申）

平成22年12月17日

- ・男女共同参画会議（第3次男女共同参画基本計画案の諮問・答申）
- ・閣議決定

※ 2020年までを見通した長期的な政策の方向性と、2015年度末までに実施する具体的な施策を記述

特徴

① 経済社会情勢の変化等に対応して、重点分野を新設

- ・「男性、子どもにとっての男女共同参画」
- ・「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」
- ・「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」
- ・「科学技術・学術分野における男女共同参画」
- ・「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」

② 実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定

- ・現行の第2次基本計画の42項目の2倍近い82項目（延べ109項目）の「成果目標」を設定
- （※「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的な施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準）

③ 2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標に向けた取組を推進

- ・中間目標の設定や多様なポジティブ・アクションを推進
- ・政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的ではなかった分野についても、国は積極的に働きかけ

④ 女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消も強調

- ・女性の継続就業支援や再就職支援等の施策の実施

第3次男女共同参画基本計画における主な施策

重点分野

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- ・政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- ・クォータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- ・税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- ・調査・統計における男女別情報の充実

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画★

- ・男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- ・子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- ・M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- ・同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- ・女性の活躍による経済社会の活性化

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- ・長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- ・女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- ・加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援★

- ・セーフティネット機能の強化
- ・世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備★

- ・障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- ・配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- ・性犯罪への対策の推進

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- ・女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開
- ・性差に応じた健康支援

(★が付いているのは新設分野)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- ・男女平等を推進する教育・学習の充実
- ・多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画★

- ・働きやすい環境整備に向けた取組の支援
- ・女性研究者の採用・登用の促進

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- ・女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進★

- ・地域における男女共同参画の基盤づくりの推進
- ・防災における男女共同参画の推進
- ・男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
- ・ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

推進体制

- ・国内本部機構の強化
- ・第3次男女共同参画基本計画や女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化